

経営者保証いりません

経営者保証なしで融資を受けられる制度があります！

これから創業する方・起業して5年未満の方、いずれも対象です

身に着けたノウハウを生かして独立したい。
運転資金を借りたいけど、連帯保証人になるのは不安だな・・・

事業を法人化したい。
連帯保証人にならずに融資を受けられないかな？

秋田県の創業資金を借りているけど、連帯保証人を
はずすことはできないかな？



このような悩みをお持ちの方、「**秋田県スリーS保証**」の利用をご検討ください！

秋田県スタートアップ創出促進資金「スリーS保証」制度

対 象 者	【事業開始前の創業者】 ①事業を営んでいない個人が、2月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する方 ②中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方	
	【事業開始後の創業者】 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社 ④中小企業にあたる会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社で設立から5年未満の会社	
借入限度額	一般枠	女性・若者(35歳未満)枠
	3,500万円	2,500万円
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)※プロパーとの協調融資又はプロパー融資残高がある場合は据置3年以内	
借入利率	1.30% ※創業塾受講者、県内移住3年以内の方は1.10%	1.10%
保証料率	0.80%以内	0.2%
連帯保証人 担 保	不 要	
資金使途	事業を実施するために必要な資金。 (但し、不動産取得資金及び本制度、県創業支援資金以外の金融債務返済資金を除く)	
自己資金	保証申込受付時点で税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金	
ガバナンス 体 制	法人設立から3年目、5年目に秋田県中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け「ガバナンス体制の整備に関するチェック(写)」を金融機関に提出する必要があります。	

創業者向け融資制度のご案内

秋田県創業支援資金

対 象 者	【事業開始前の創業者】 ①事業を営んでいない個人が、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する方 ②事業を営んでいない個人が、2月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する方 ③中小企業者にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 【事業開始後の創業者】 ④事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以降の期間が5年未満の方 ⑤事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満の会社 ⑥中小企業にあたる会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社で設立から5年未満の会社 【法人成り企業】 ⑦事業を営んでいない個人が創業し、その個人が新たに設立した会社に事業承継(法人成り)した場合で、個人創業から5年を経過していない会社	
	一般枠	女性・若者(35歳未満)枠
借入限度額	3,500万円	2,500万円
保証期間	10年(据置期間3以内)	
借入利率	1.30% ※創業塾受講者、県内移住3年以内の方は1.10%	1.10%
保証料率	0.60%以内	0%(全額県が補給)
資金使途	事業を実施するために必要な資金。但し、不動産取得資金及び本資金以外の金融債務の返済資金を除く	

各市町村創業資金

対 象 者	上記秋田県創業支援資金と同様 ※③・⑥については、五城目町、八郎潟町、井川町、大仙市、仙北市、美郷町のみ対象となります。
借入限度額	1,000万円(秋田市、三種町は2,000万円)
保証期間	10年以内(据置期間1年以内<美郷町は2年以内>)
借入利率	1.55%(にかほ市は1.75%)
保証料率	0%(全額市町村が補給)
資金使途	事業を実施するために必要な資金。但し、不動産取得資金を除く
そ の 他	秋田市、五城目町、井川町、八郎潟町、大館市、三種町、八峰町、大仙市、仙北市、美郷町、横手市については、 経営者保証不要(連帯保証人不要)のスタートアップ創出促進保証 もごさいますので、お問い合わせください。